

昭和55年以降、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っている。しかし、仕事と育児の両立は難しい。育児負担を軽減する方法として、保育所など外部に助けを求めることは有益だが、これらを利用するための金銭的な負担は重い。子供を保育所に預けて働いたとしても、得られた所得の多くが保育費に消えてしまうなら、勤労意欲は失われるだろう。

保育費は必要経費か

10種類に分類し、これら各種の所得ごとに課税の対象となる所得金額の計算方法を定めている。たとえば事業所得は、総収入金額から必要経費を引いたものとして規定される。

他方で、誰かに子供の面倒を見てもらわないかぎり共働きできないということも確かである。経済的な理由から共働きせざるを得ない世帯もあるだろうし、共働きする必要がなければ子供を保育所に預けることもなかったという世帯も多いのではないだろうか。育児負担から解放されて喜ぶよりも、幼い子供を保育所に預けることに葛藤や罪悪感を持つ親もいる。こうした側面に着目すると、保育費には、働くためにやむを得ずした支出という性質が存在していると言えそうだ。

必要経費は、①売上原価のように収入に直接対応させる費用（個別対応）と、②販売費・一般管理費のようになかったという世帯も多いのではないだろうか。育児負担から解放されて喜ぶよりも、幼い子供を保育所に預けることに葛藤や罪悪感を持つ親もいる。こうした側面に着目すると、保育費には、働くためにやむを得ずした支出という性質が存在していると言えそうだ。

国は、2019年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて、幼児教育を無償化する。幼児教育の無償化は、保育費が必要経費に該当するかという上記の議論とは次元がまったく異なる制度だ。ただ、幼児教育無償化の制度の具体化に向けて、政府は無償化の対象として、政府は無償化の対象となる施設やサービス、対象者の範囲など、多岐にわたって検討を行っている。こうした検討は、保育費が必要経費に該当するかという問題を考える上でも参考になると思われる。

時代を踏まえた 多角的な検討を

本稿では、幼い子供のいる夫婦が共働きをするために負担する保育費に焦点をあて、これが所得税法上の必要経費に該当するかについて検討したい。

日本の所得税法は所得を



名古屋経済大学
法学部准教授

山田 麻未

やまだ・あさみ 租税法。京都大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学。1986年生まれ。

では、共働き夫婦が事業所得者であったとして、この夫婦が負担する保育費は必要経費にあたりと言えるか。

たとえば、子供のいない共働き夫婦は保育費を負担することがないように、保育費は子供を生んだことに関連する支出であって、所得を得るために必要な支出ではないと考えられる。また、親は保育費を支払って育児負担から解放されることのできるのだと考えると、保育費は所得を得るための支出ではなく、所得の使いみちの一つと言えるか

保育費の負担について社会の関心が高まっているこの機会に、所得税法上の保育費の取り扱いについても一度じっくりと検討してみたい。

